

【令和3年度の旅券・領事手数料について】

令和3年3月19日(総21第33号)
在デンパサール日本国総領事館

例年4月1日付で旅券・領事手数料の改定を行っており、この度令和3年度分の手数料額が決定いたしましたので、主なものについて以下のとおりお知らせします。

なお、新手数料は4月1日以降に申請を受理したのものから適用されます。

(例:3月30日申請受付、4月1日交付の場合→令和2年度手数料)

申請区分	(単位はルピア)	
	令和3年度	(令和2年度)
1. IC旅券		
(1)10年旅券	2,160,000	(2,080,000)
(2-a)5年旅券	1,490,000	(1,430,000)
(2-b)申請時12歳未満	810,000	(780,000)
(3)査証欄増補	340,000	(320,000)
2. 証明		
(1)在留証明	160,000	(160,000)
(2)出生・婚姻等の証明	160,000	(160,000)
(3)署名証明	230,000	(220,000)
3. 査証(ビザ)		
(1)一般入国査証	410,000	(390,000)
(2)数次入国査証	810,000	(780,000)
(3)通過査証	90,000	(90,000)

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

以上